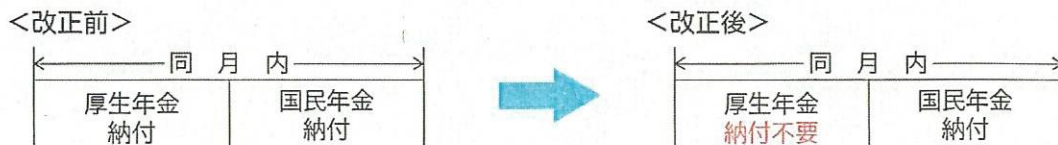


●同月中に被保険者資格を取得・喪失した場合の保険料の取扱いが変わります

- 平成27年10月1日以降に厚生年金保険の被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失し、さらにその月に国民年金の被保険者(第2号被保険者は除きます。)の資格を取得した場合には、**国民年金保険料のみを納めることとなり、厚生年金保険料の納付は不要となります。**
- この場合、該当する被保険者が在籍していた事業所に年金事務所よりご連絡いたします。

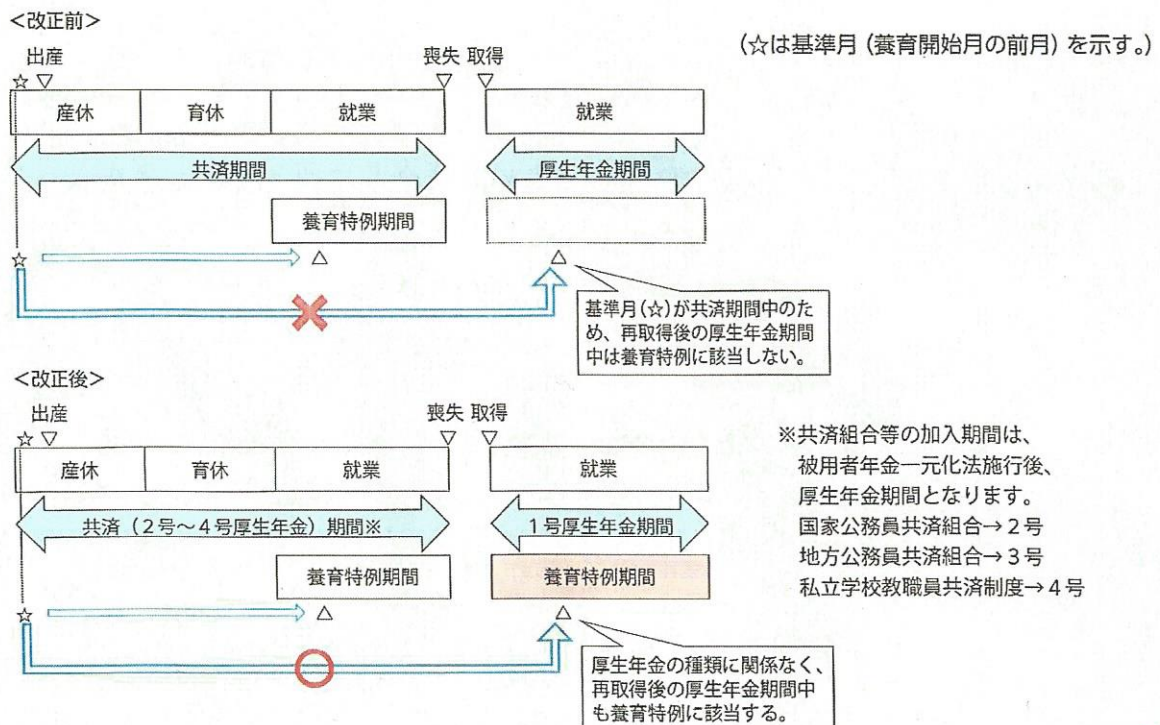


●養育期間の従前標準報酬月額みなし措置の取扱いが変わります

平成27年10月1日以降、共済組合等の加入期間中に基準月がある子を養育する場合でも、厚生年金加入期間についてみなし措置を受けることができるようになります。

※養育開始日が平成27年10月1日以降である子についての取扱いです。該当する子について申出をする場合は、養育期間標準報酬月額特例申出書の備考欄に「共済加入中に養育開始」と記入してください。

※従前標準報酬月額みなし措置…3歳未満の子を養育する被保険者または被保険者であった人で、養育期間中の各月の標準報酬月額が養育開始月の前月(基準月)の標準報酬月額を下回る場合、事業主に標準報酬月額の特例を申し出ることにより、従前の標準報酬月額にて年金額を計算する特例措置。



詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。